

壬生町庁舎建設委員会設置要綱

〔平成29年7月6日〕
告示第85号

(設置)

第1条 新庁舎の建設に際し、幅広い見地から意見を求めるため、壬生町庁舎建設委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 庁舎の基本構想の策定に関すること。
- (2) 庁舎の建設位置に関すること。
- (3) 庁舎の建設規模に関すること。
- (4) その他基本構想の作成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の代表者
- (3) 公募により選出された町民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事務が終了するまでとする。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

制定文 抄

平成 29 年 7 月 14 日から適用し、壬生町庁舎建設委員会設置要綱（平成 3 年壬生町要綱第 2 号）は、廃止する。